三　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第三条第五項の規定による通知

四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項、第二項若しくは第三項の規定による提供の求め又は提供を受けること。

五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十九条第一項の規定による情報若しくは通知の受理又は確認

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十八条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第二十二条第五項の規定による通知

八　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十九条第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第二十二条第五項の規定による通知

九　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十七条第一項若しくは第二項の規定による提供の求め又は提供を受けること。

十　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十八条第一項の規定による通知の受理又は確認

十一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第五十八条第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は機構（同法第一条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。次号において同じ。）への通知

十二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十一条第一項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は機構への通知

十三　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十七条第三項の規定による手数料の徴収

十四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第二十六条第三項の規定による手数料の徴収

十五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第十条第一号の規定による求めを受けること又は交付

十六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第四十六条第一号の規定による求めを受けること又は交付

十七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定による保存

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第七条第一項の規定による指定若しくは通知、番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め又は同条第二項の規定による通知を受けること。

二　番号利用法第七条第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査、指定若しくは通知、番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め又は同条第二項の規定による通知を受けること。

三　番号利用法第七条第四項の規定による提出を受けること又は同項後段の規定による措置を講ずること。

四　番号利用法第七条第五項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第四項後段の規定による措置を講ずること。

五　番号利用法第七条第六項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第十二条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

六　番号利用法第七条第七項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第五条第三項の規定により返納される通知カード（番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領又は個人番号カード等省令第十五条の規定による表示及び還付

七　番号利用法第十七条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は交付

八　番号利用法第十七条第二項の規定による提出を受けること又は同条第三項の規定による措置を講ずること若しくは返還

九　番号利用法第十七条第四項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第三項の規定による措置を講ずること若しくは返還

十　番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、個人番号カード等省令第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一　番号利用法第十七条第七項若しくは番号利用法施行令第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領、番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄又は個人番号カード等省令第三十二条第一項の規定による表示及び還付

十二　番号利用法第十八条の規定による記録又は番号利用法施行令第十八条第一項の規定による目的の明示及び同意を得ること。

十三　番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第六条第一項若しくは第二項の規定による命令、番号利用法施行令第十三条第四項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令

十四　番号利用法施行令第十三条第一項後段の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

十五　個人番号カード等省令第十一条第一項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査、同条第二項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カードの受領、同条第三項の規定による再交付又は同条第五項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カード及び書面の受領

十六　個人番号カード等省令第十五条の二の規定による提供

十七　個人番号カード等省令第二十三条（個人番号カード等省令第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保存